

琴浦町公の施設（一向平キャンプ場）指定管理者選定要領

令和8年7月24日

1 目的

この要領は、琴浦町公の施設（一向平キャンプ場）指定管理候補者の選定及びその方法にかかる事項について、琴浦町公の施設指定管理者選定委員会設置要綱（平成18年琴浦町訓令第1号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

2 選定委員会の設置及び選定、指定管理者指定の方法

- (1) 琴浦町公の施設（一向平キャンプ場）指定管理候補者の選定にあつては、要綱第4条の規定に基づき選定委員会を設置し行う。
- (2) 選定委員会は、琴浦町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年琴浦町条例第1号。以下「条例」という。）第5条各号における項目について審査を行い、その結果に基づき指定管理候補者の選定順位の決定を行った上で第1位の者を選定することとし、その結果を町長に報告するものとする。なお、第1位の者が辞退した場合は、順位を繰り上げるものとする。
- (3) 町長は、前号の報告に基づき指定管理候補者と選定した者を地方自治法第244条の2第6項の規定による議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

3 審査事項

- (1) 選定委員会は、条例第5条各号に掲げる事項について、申込者から提出された書類及び申込者からの聞き取りに基づき審査するものとする。

項 目	点数	視 点
①施設運営に関する こと ※第1号、第2号、第 4号関係	30	・ 町民の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られること。 ・ 施設の効用を最大限に発揮するものであること。 ・ 施設の管理経費の縮減が図られるものであること。
②管理体制に関する こと ※第3号関係	30	・ 安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
③申込者の業務実績、 独自イベント企画 ・ プロモーションに 関すること ※第5号関係	30	・ 自主事業計画書について 一向平～大山滝の自然などを生かした特色あるイベント など独自性のある発想や実現性をもった計画であるか ・ 集客に係る情報発信、プロモーション方法は適当か ・ 同種・類似業務の実績における評価
④申込者の経営健全 性（財務評価） ※第3号関係	10	・ 申込者の組織の直近3期（3期に満たないときは全て） の財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）による財務健全 性評価 ※共同経営体については、構成員すべての財務健全性評価 を10点満点で行ったのち、出資比率に応じて案分し、共 同体全体で10点が満点になるように調整し採点する
合計	100	

- (2) 申込者からの聞き取りにあつては、選定委員会に申込者を参加させ、説明（プレゼンテーション）及び質疑応答により行うものとする。
- (3) 選定にあつては、選定委員がそれぞれ（1）の表に掲げる①～④の審査項目に基づき点数を付けるものとし、選定委員が付けた点数の合計点を踏まえ、協議を行い順位決定を行うものとする。

4 選定委員会の構成及び事務局

(1) 要綱第4条第1項第3号に掲げる者は、商工観光課長とする。

(2) 要綱第4条第1項第4号に該当する者は、次の者とする。

① 琴浦町商工会が選任した者

② 環境省中国四国地方環境事務所 大山隠岐国立公園管理事務所長が選任した者

③ 山陰合同銀行東伯支店長が選任した者

(3) 選定委員会の庶務は、要綱第6条の規定に基づき商工観光課観光担当が行う。

5 その他必要な事項

その他、選定及び選定委員会に関する必要な事項は、要綱第7条の規定に基づき選定委員会において定める。